

「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」について

本市では、これまでから、団体の統廃合や、補助金・派遣職員の削減など、外郭団体の改革に積極的に取り組んできました。

平成26年4月には、指定管理者制度の導入など取り巻く環境の大きな変化や、経営改革の進展等を踏まえ、「外郭団体のあり方の抜本的な見直し」の考え方を取りまとめ、これに基づき外郭団体ごとの「今後の方向性」について検討を進めているところです。

この度、平成26年度末までの25団体に加え、新たに5団体の「今後の方向性」を定めましたので、御報告いたします。

1 「外郭団体のあり方の抜本的見直し」の考え方（平成26年4月21日経済総務委員会にて報告）

各団体の活動の実態を踏まえ、「外郭団体」としての位置付けが引き続き必要な団体と、それ以外の団体を見極め、それぞれにふさわしい今後の方向性（①自律化，②存続，③解散）を検討する。

① 自律化（公共サービス等の担い手として自律的に活動すべき団体）

外郭団体としての位置付け（本市による強い関与）がなくても、主要な業務の実施に支障がない団体であり、その経営状況等を踏まえ、段階的に自律化を推進する。

今後の方向性が「自律化」と判断される団体

- ◇ 外郭団体ではない団体によっても営まれている業務を主要な業務としているもの
- ◇ 業務のほとんど全てが本市から受託したものであり、契約や協定によって、適正な執行を監理できるもの など

② 存続（外郭団体として、継続的に活動すべき団体）

外郭団体としての位置付け（本市による強い関与）が主要な業務の実施に欠かせない団体であり、引き続き、外郭団体として、本市と密接な連携を保ちつつ活動し、より一層、効果的かつ効率的な業務の執行に努める。

今後の方向性が「存続」と判断される団体

- ◇ 本市の政策を効果的、効率的に推進するために、特殊性の高い業務の担い手として、強い連携が求められるもの
- ◇ 本市に代わってインフラ的施設を設置し、その管理運営を主要な業務としているもの

③ 解散

今後の方向性が「解散」と判断される団体

◇ 主要な業務の施策的メリットや社会的ニーズが失われている団体

2 これまでの取組状況

上記1の考え方に基づき、31の外郭団体について、主要業務の内容や経営状況等を踏まえ、それぞれの団体の「今後の方向性」を検討してきました。

平成26年度末までに25団体の方向性を定めるとともに、団体ごとの中期経営計画を策定し、その実現に向けた取組を推進しているところです。

＜平成26年度末までの取組状況＞

外郭団体数 (25 年度末)	「今後の方向性」を定めた団体数			継続検討	
	① 自律化	② 存続	③ 解散		
3 1 団体	2 5 団体	9	1 4	2	6 団体

3 検討を継続することとしていた団体の状況

人材育成や財務面等の課題があり、検討を継続することとしていた6団体について、更に検討を深めてきましたが、このうち5団体について新たに「今後の方向性」を定めました。(各団体の今後の方向性については別紙参照)

(1) 平成27年度中に新たに今後の方向性を定めた団体

ア 自律化(4団体)

(公財)京都市環境保全活動推進協会

(公財)京都市ユースサービス協会

(公財)京都市男女共同参画推進協会

(公財)きょうと京北ふるさと公社

イ 存続(1団体)

(公財)京都市国際交流協会

(2) 今後の方向性について検討を継続する団体

(公財)京都市障害者スポーツ協会

4 今後の取組

この度、「今後の方向性」の決定した団体については、団体ごとの中期経営計画を策定し、その実現に向けた取組を推進してまいります。

また、検討を継続することとなった団体については、早期に方向性が決定できるよう努めてまいります。

外郭団体の「今後の方向性」一覧表

今後の方向性	今後の方向性の決定理由	団 体 名
① 自律化 (非外郭団体化) 【13団体】	外郭団体ではない団体によっても営まれている業務を主要な業務としているもの	(社福) 京都社会福祉協会 (※2) (社福) 京都福祉サービス協会 (一財) 京都市都市整備公社 (公財) 京都市森林文化協会
	公募の指定管理業務を主要な業務としているもの	(公財) 京都市体育協会 (公財) 京都市健康づくり協会 (株) 京都産業振興センター (公財) 京都市都市緑化協会 (公財) 京都市環境保全活動推進協会 (公財) 京都市ユースサービス協会 (公財) 京都市男女共同参画推進協会 (公財) きょうと京北ふるさと公社
	業務のほとんど全てが本市から受託したものであり、契約や協定によって、適正な執行を監理できるもの	(一財) 京都市上下水道サービス協会
② 存 続 【15団体】	本市の政策を効果的、効率的に推進するために、特殊性の高い業務の担い手として、強い連携が求められるもの	(公財) 大学コンソーシアム京都 (公財) 京都市埋蔵文化財研究所 (公財) 京都市音楽芸術文化振興財団 (公財) 京都市芸術文化協会 京都市住宅供給公社 (一財) 京都市防災協会 京都地下鉄整備(株) (公財) 京都市生涯学習振興財団 (公財) 京都伝統産業交流センター (公財) 京都高度技術研究所 (公財) 京都市景観・まちづくりセンター (公財) 京都市国際交流協会
	本市に代わってインフラ的施設を設置し、その管理運営を主要な業務としているもの	京都御池地下街(株) 京都醍醐センター(株) 京都シティ開発(株)
③ 解 散 【2団体】	主要な業務の施策的メリットや社会的ニーズが失われている団体	京都市土地開発公社 (一財) 京都市立浴場運営財団 (※3)

今後の方向性について、検討を継続する団体【1団体】

(公財) 京都市障害者スポーツ協会

(※1) 網掛けしている団体は、「平成27年度に結論を得た団体」である。

(※2) 京都社会福祉協会は、平成27年度中に出えん関係の整理により、自律化(非外郭団体化)した。

(※3) 京都市立浴場運営財団は、平成26年度末で解散した。